

# 第二次 熊本県再犯防止推進計画

令和6年（2024年）3月

熊本県

## 目 次

第1章 計画の基本的事項 ······	1
第1 計画策定の背景と目的	
第2 計画の位置付け	
第3 計画の期間	
第4 計画における施策（支援）の対象者	
第2章 再犯防止を取り巻く状況 ······	3
第1 刑法犯検挙者中の再犯者の状況	
第2 「熊本県再犯防止推進計画」で掲げた参考指標の状況	
第3章 基本方針・重点課題・成果目標 ······	8
第1 基本方針	
第2 重点課題	
第3 再犯の防止等に関する施策の成果目標	
第4章 今後取り組んでいく施策 ······	10
第1 就労・住居の確保等	
1 就労の確保	
2 住居の確保	
第2 保健医療・福祉サービス利用の促進等	
1 高齢者・障がいがある人への支援	
2 薬物依存を有する人への支援	
第3 非行の防止と学校等と連携した修学支援	
第4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等	
1 性犯罪加害防止のための取組	
2 ストーカー加害防止のための取組	
3 暴力団員の社会復帰に対する支援	
第5 民間協力者の活動促進等	
第6 地域による包摂の推進	
第7 再犯防止に向けた基盤の整備等	

### 【参考資料】

- 1 国の「第二次再犯防止推進計画」で「再犯の防止等に関する施策の指標」として掲載されている項目の熊本県と全国の数値
- 2 再犯の防止等の推進に関する法律
- 3 熊本県再犯防止推進連絡協議会設置要綱

# 第1章 計画の基本的事項

## 第1 計画策定の背景と目的

全国の刑法犯の認知件数<sup>1</sup>は、犯罪抑止のための様々な取組の結果、減少傾向にあります。刑法犯により検挙された再犯者<sup>2</sup>数も減少傾向にあるものの、それを上回るペースで初犯者数も減少し続けているため、検挙人員<sup>3</sup>の約半数が再犯者という状況が続いています。

新たな被害者を生まない安全・安心な社会を実現するためには、再犯の防止等に向けた取組が重要であることから、国は、平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律（以下「再犯防止推進法」という。）」を制定しました。平成29年12月には、再犯防止に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「再犯防止推進計画」（平成29年12月閣議決定）を策定し、現在、「第二次再犯防止推進計画」（令和5年3月閣議決定）に基づき各種施策が進められています。

県では、「再犯防止推進法」の趣旨を踏まえ、令和3年3月に「熊本県再犯防止推進計画」を策定し、国、市町村、民間団体、その他の関係者と緊密に連携しながら、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進するための取組を推進してきたところです。

先般、国において「第二次再犯防止推進計画」が策定されたことを踏まえ、これまでの「熊本県再犯防止推進計画」を見直し、「第二次熊本県再犯防止推進計画」として策定し、再犯防止等に向けた取組をさらに推進していくこととしました。

引き続き県では、地域の状況を踏まえ、国、市町村、民間の団体、その他の関係者と緊密に連携しながら、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進するための具体的な取組を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪をした者等が再び罪を犯すことなく暮らせる社会を実現するとともに、県民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指します。

## 第2 計画の位置付け

再犯防止推進法第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として策定するものです。

---

<sup>1</sup> 認知件数

警察において発生を認知した事件の数をいう。

<sup>2</sup> 刑法犯により検挙された再犯者

刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。

<sup>3</sup> 検挙人員

警察において検挙した事件の被疑者の数をいい、解決事件に係る者を含まない。

### **第3 計画の期間**

令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

### **第4 計画における施策（支援）の対象者**

本計画における施策（支援）の対象者は、再犯防止推進法第2条第1項で定める犯罪をした者等（犯罪をした者、非行少年、非行少年であった者）とします。

また、本計画において、再犯の防止等とは、再犯防止推進法第2条第2項により、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）とします。

## 第2章 再犯防止を取り巻く状況

### 第1 刑法犯検挙者中の再犯者の状況

県内の刑法犯検挙者中の再犯者数は減少傾向にあるものの、それを上回るペースで初犯者の人員も減少しているため、検挙人員の約半数が再犯者という状況が続いています。

令和3年3月に策定した「熊本県再犯防止推進計画」では、再犯の防止等に関する施策の目標として、令和5年度までに刑法犯検挙者中の再犯者数を1,069人以下にすることを目指すこととしました。

この目標は、令和3年に達成し、令和4年の再犯者数は890人、再犯者率は41.4%となっています。

	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
検挙人員	3,340人	2,944人	2,753人	2,595人	2,452人	2,173人	2,302人	2,150人
再犯者数	1,530人	1,354人	1,273人	1,328人	1,201人	1,084人	1,062人	890人
再犯者率	45.8%	46.0%	46.2%	51.2%	49.0%	49.9%	46.1%	41.4%
再犯者率 (全国)	48.0%	48.7%	48.7%	48.8%	48.8%	49.1%	48.6%	47.9%

※「R元」とは、平成31年1月から令和元年12月までをいう（以下、同様）。

#### <参考：刑法犯認知件数>

刑法犯認知件数は減少傾向にあり、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した令和2年は特に減少しましたが、令和5年は増加に転じました。

	R元	R2	R3	R4	R5
熊本県	6,498件	5,081件	5,187件	4,944件	6,174件
凶悪犯	42	57	53	45	74
粗暴犯	661	598	642	582	744
窃盗犯	4,539	3,375	3,403	3,369	4,036
知能犯	274	209	292	269	434
風俗犯	82	85	84	70	139
その他	900	757	713	609	747
全国	748,559件	614,231件	568,104件	601,331件	703,351

### 第2 「熊本県再犯防止推進計画」で掲げた参考指標の状況

#### (1) 就労・住居の確保等

## ア 刑務所出所者等総合的就労支援対策の対象者のうち、就職した者の数及びその割合

刑務所出所者等の就労の確保のため、矯正施設<sup>4</sup>等がハローワークと連携して、本人の希望や適性等に応じた職業相談や職業紹介等を実施する「刑務所出所者等総合的就労支援対策」により就職した人の割合は、令和元年度以降、新型コロナウィルス感染症の影響により減少していましたが、令和4年度は増加に転じました。

	R元年度 (基準値)	R2年度	R3年度	R4年度
対象者数	45人	62人	50人	61人
就職者数	28人	30人	22人	28人
その割合	62%	48%	44%	46%

## イ 協力雇用主数、実際に雇用している協力雇用主数及び協力雇用主に雇用されている刑務所出所者等数

犯罪をした人の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした人を雇用し、又は雇用しようとする事業主である「協力雇用主」の数は令和4年増加しましたが、実際に雇用している協力雇用主数は、新型コロナウィルス感染症の感染が拡大した令和2年以降は大幅に減少しています。また、協力雇用主に雇用されている出所者等数も減少しています。

	R元.10.1現在 (基準値)	R2.10.1現在	R3.10.1現在	R4.10.1現在
協力雇用主数	488社	461社	480社	530社
実際に雇用している協力雇用主数	42社	21社	20社	13社
雇用されている出所者等数	48人	29人	36人	18人

## ウ 保護観察<sup>5</sup>終了人員のうち、保護観察終了時に無職である者の数及びその割合

保護観察終了時に無職である者の割合は、新型コロナウィルス感染症の感染が拡大した令和2年以降は増加していますが、令和4年は減少に転じました。

<sup>4</sup> 矯正施設

刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院

<sup>5</sup> 保護観察

犯罪をした人又は非行のある少年が、実社会の中でその健全な一員として更生するように、保護観察官及び保護司による指導監督及び補導援護を行うもの。

	R元年 (基準値)	R2年	R3年	R4年
終了人員	341人	363人	274人	256人
無職者数	64人	98人	76人	63人
その割合	18.8%	27.0%	27.7%	24.6%

## エ 刑務所出所人員のうち、刑務所出所時に帰住先<sup>6</sup>がない者の数及びその割合

刑務所出所時に適切な帰住先がない者の数は、年によってばらつきがありますが、令和元年と比べ、令和2年以降は減少しています。

	R元年 (基準値)	R2年	R3年	R4年
出所人員	62人	77人	61人	55人
帰住先がない者の数	9人	4人	6人	3人
その割合	14.5%	5.2%	9.8%	5.5%

## オ 更生保護施設<sup>7</sup>及び自立準備ホーム<sup>8</sup>において一時的に居場所を確保した者の数

更生保護施設及び自立準備ホームにおいて一時的に居場所を確保した者の数は、減少しています。

	R元年度 (基準値)	R2年度	R3年度	R4年度
確保者数	192人	174人	170人	126人

### (2) 保健医療・福祉サービス利用の促進等

#### ア 薬物事犯保護観察対象者のうち、保健医療機関等による治療・支援を受けた者の数及びその割合

<sup>6</sup> 帰住先

刑事施設、少年院に収容されている者が、出所・出院後、一定期間生活をしていく場所を指す。親族・知人宅のほか、就労先の寮、更生保護施設や自立準備ホーム、グループホーム等の社会福祉施設などがある。

<sup>7</sup> 更生保護施設

主に、保護観察所からの委託を受けて、住居がない、頼るべき人がいないなどの理由で直ちに自立することが難しい保護観察対象者や更生緊急保護の対象者を受け入れて、一定期間、宿泊場所や食事を提供するほか、社会復帰のための就職援助や生活指導等を行う施設。

<sup>8</sup> 自立準備ホーム

法務省の「緊急的住居確保・自立支援対策」に基づき、保護観察対象者等に対して、民間法人・団体等が一定期間提供する宿泊場所。更生保護施設以外のあらかじめ保護観察所に登録された民間法人・団体等に、保護観察所が、保護観察対象者等に対する宿泊場所や食事の提供、生活支援（自立準備支援）を委託している。

薬物事犯保護観察対象者のうち、保健医療機関等による治療・支援を受けた者の数及びその割合は、年によってばらつきがありますが、令和3年度は増加しています。

	R元年度 (基準値)	R2年度	R3年度	R4年度
対象者数	138人	123人	115人	101人
治療・支援を受けた者の数	12人	8人	14人	7人
その割合	8.7%	6.5%	12.2%	6.9%

### (3) 非行の防止と学校等と連携した修学支援

#### ア 少年院において修学支援を実施し、出院時点で復学・進学を希望する者のうち、出院時又は保護観察中に復学・進学決定した者の数

少年院（人吉農芸学院）出院者のうち、在院中に修学支援を実施し、出院時点で復学・進学を希望する者は年1～4人で、そのうち復学・進学決定をした者は年0～2人となっています。

	R元年 (基準値)	R2年	R3年	R4年
復学・進学希望者数	2人	1人	1人	4人
復学・進学決定者数	2人	0人	0人	2人

#### イ 矯正施設における高等学校卒業程度認定試験の受験者数及び全科目合格者数

矯正施設（熊本刑務所、人吉農芸学院）における高等学校卒業程度認定試験の全科目合格者は年2～3人となっています。

	R2年度 (基準値)	R3年度	R4年度
受験者数	13人	8人	16人
全科目合格者数	2人	3人	2人

### (4) 民間協力者の活動促進等、広報・啓発活動の推進等

#### ア 保護司<sup>9</sup>数及び保護司充足率

<sup>9</sup> 保護司

犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティア。その身分は、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員であり、保護観察の実施、犯罪予防活動等の更生保護に関する活動を行っている。保護司の定数は、保護司法（昭和25年法律第204号）により定められている。

県内の保護司数は約1,000人で、保護司充足率は93%前後となっています。

	R2年 (基準値)	R3年	R4年	R5年
保護司数	968人	977人	969人	979人
保護司 充足率	92.8%	93.7%	92.9%	93.9%

#### イ 「社会を明るくする運動<sup>10</sup>」行事参加者数

「社会を明るくする運動」行事に参加した人数は、R元年は約25,000人でしたが、新型コロナウィルス感染症の感染が拡大したR2年以降は行事が制限されたこともあります、参加者数は大幅に減少しましたが、回復傾向にあります。

	R元年 (基準値)	R2年	R3年	R4年
参加者数	24,929人	5,611人	10,340人	15,115人

---

<sup>10</sup> 社会を明るくする運動

すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動。

## 第3章 基本方針・重点課題・成果目標

### 第1 基本方針

再犯防止推進法は、再犯防止のための施策を策定・実施していく上で基本となる4つの「基本理念」を掲げており、これを踏まえ、「第二次再犯防止推進計画」では、国が目指すべき方向・視点として、5つの基本方針を設定しています。

再犯の防止等に関する施策を国と連携して推進するため、国の基本方針を踏まえ、本県においても次の5つを基本方針とします。

#### 【基本方針】

- 1 犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。
- 2 犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。
- 3 再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。
- 4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとすること。
- 5 県民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組みを、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く県民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

### 第2 重点課題

再犯防止推進法第2章で規定する基本的施策及び「第二次再犯防止推進計画」を勘案し、本県においても次の7つを重点課題として設定します。

### **【重点課題】**

- 1 就労・住居の確保等
- 2 保健医療・福祉サービス利用の促進等
- 3 非行の防止と学校等と連携した修学支援
- 4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- 5 民間協力者の活動促進等
- 6 地域による包摶の推進
- 7 再犯防止に向けた基盤の整備等

### **第3 再犯の防止等に関する施策の成果目標**

これまでの「熊本県再犯防止推進計画」及び「第二次再犯防止推進計画」の目標を勘案し、本計画における成果目標は次のとおりとします。

### **【目 標】**

本県における刑法犯検挙者数中の再犯者数をさらに減少させる

### **【基準値】**

「熊本県再犯防止推進計画（令和3年3月策定）」の目標である1, 069人

## 第4章 今後取り組んでいく施策

第3章で設定した7つの重点課題について、それぞれの現状や課題を踏まえながら、今後、次のとおり取り組んでいくこととします。

### 第1 就労・住居の確保等

#### 1 就労の確保

##### (1) 現状・課題

全国の状況として、国の調査によると、刑務所に再び入所した者のうち約7割が再犯時に無職であった者となっており、仕事に就いていない者の再犯率は、仕事に就いている者の再犯率と比べて約3倍と高く、不安定な就労が再犯リスクの要因になっていることが指摘されています。

令和3年の県内の刑法犯検挙者（20歳以上のもの）2,131人のうち無職の者は941人で、割合は44.2%となっています。また、令和4年の保護観察終了人員256人のうち無職の者は63人で、割合は24.6%となっており、依然として、保護観察終了時に無職である者は少なくありません。

就労は、単に収入を得ること以外に、社会の一員としての役割を持つことにより、社会との繋がりや、自己肯定感を育み、再犯のリスクを下げるという側面もあります。このことから、犯罪をした者等が安定した就労をできるよう、個々の能力・特性に応じた職業紹介等の支援を行うことが重要です。

令和4年10月1日現在、県内で530社が協力雇用主に登録していますが、実際に雇用している雇用主は13社、雇用されている出所者は18人と少なく、雇用にいかに結びつけていくかが課題です。

##### (2) 国・民間団体の取組状況

- 保護観察所においては、協力雇用主の不安や負担軽減を図るため、刑務所出所者等が雇用主に損害を与えた場合に見舞金が支払われる身元保証制度や刑務所出所者等を雇用した協力雇用主に対し、就労奨励金を支払う制度が実施されています。
- 矯正施設においては、受刑者や少年院在院者等に対し、職業訓練や職業指導が実施され、コレワーク<sup>11</sup>（矯正就労支援情報センター）やハローワーク等と連携して求職活動等の支援が実施されています。

---

<sup>11</sup> コレワーク

受刑者等の帰住予定地（刑事施設、少年院に収容されている者が釈放された後に居住する予定の所在地）や取得資格等の情報を一括管理し、出所者等の雇用を希望する事業者の相談に応じ、事業者のニーズに適合するものを収容する矯正施設の紹介などを行う法務省の機関。矯正就労支援情報センターの通称。

- 保護観察対象者のうち、就労体験が乏しい者や就労に必要な知識・技能が身についていない者に対し、トライアル雇用、職場体験講習等のメニューを活用しての就労支援が実施されています。

### (3) 県の施策

- しごと相談・支援センター「くまジョブ」やジョブカフェくまもと、ジョブカフェランチを設置し、若者、女性や高齢者等、個々の状況に応じた就労相談・支援を実施します。【労働雇用創生課】
- 障害者就業・生活支援センターにおいて、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を行うことにより、障がい者の職業生活における自立を図ります。【労働雇用創生課】
- 障がい者を対象とした職業訓練等を実施します。【労働雇用創生課】
- 高齢者の社会活動を推進し生活の安定を高めるため、就職を希望する高齢者に対して職業紹介を行います。【労働雇用創生課・高齢者支援課】
- 生活困窮者に対する就労訓練事業の利用あっせん等様々な支援を包括的に行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図ります。【社会福祉課】
- 就労に向けた準備が整っていない生活困窮者に対し、就労準備支援プログラムに基づき、日常生活自立、社会生活自立、就労自立に関する支援を行います。【社会福祉課】
- 工事入札参加者資格審査（格付）の技術点における社会貢献活動の評価項目の一つとして、協力雇用主に登録されている建設業者を加点する取組を実施します。【監理課】

## 2 住居の確保

### (1) 現状・課題

全国の状況として、刑務所出所者のうち15.6%（令和4年）が適当な帰住先が確保されないまま出所しています。

県内の刑務所出所者55人のうち、親族等から受入を拒否されている等の理由により、適当な帰住先を確保できないまま出所した者（帰住先が不明の者や暴力団関係者の住所地である者も含む）は3人で全体の5.5%となっています。国の調査によると、適当な帰住先がないまま出所した者の2年内再入率は更生保護施設等へ入所した仮釈放者に比べて約2倍高くなっていることが指摘されており、適切な帰住先の確保は、地域社会において安定

した生活を送るための欠かせない基盤であり、再犯の防止等を推進する上で重要な要素の一つです。

また、県内の更生保護施設及び自立準備ホームに帰住先を確保した者の数は126人（令和4年度）となっていますが、これらは一時的な居場所であることから、更生保護施設等に入所した者についてもその後の地域における定住先の確保が不可欠です。

しかしながら、犯罪をした者等については、アパートや福祉施設に入居する際に求められる身元引受人や緊急連絡先の確保が困難なことや、家賃滞納歴などにより民間家賃保証会社が利用できず賃貸借契約ができないなど、住居の確保が難しいという課題があります。

## （2）国・民間団体の取組状況

- 保護観察所においては、犯罪をした者等のうち、住宅確保要配慮者（高齢者障がい者、保護観察対象者）に該当する者に対し、個別の事情に応じ、賃貸住宅に関する情報の提供及び相談が実施されています。また、適当な帰住先を確保できないまま刑期を終え、満期出所した更生緊急保護対象者に対し、更生保護施設や自立準備ホームに対する委託により一時的な居場所の確保が行われています。

## （3）県の施策

- 「生活困窮者自立支援法」に基づき、離職等により経済的に困窮し、住居を喪失した又は住居喪失の恐れのある者からの申請に対し、審査の上、住居確保給付金を一定期間支給します。【社会福祉課】
- 県内全市町村に、日々の生活の中でのお困りごとを抱えた方の相談窓口を設置し、解決に向けた支援を行うとともに、生活保護を必要とする方には適正かつ、速やかに保護を実施します。【社会福祉課】
- 住宅確保要配慮者（低額所得者、高齢者、障がい者、更生保護対象者等）の民間賃貸住宅への円滑な入居促進を図るため、住宅情報の提供・相談・見守り等を実施する支援法人の指定促進や住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録促進を図ります。【住宅課】
- 国土交通省からの通知「『再犯防止等の推進に関する法律』に基づく犯罪をした者等の公営住宅への入居について（平成29年12月15日付国住備第120号住宅局長通知）」において、犯罪をした者等の公営住宅への入居についての配慮や留意点が示されていることから、県営住宅への犯罪をした者等の入居に関しては、当該通知の趣旨や県営住宅の状況等も踏まえ適切に対応します。【住宅課】

## 第2 保健医療・福祉サービス利用の促進等

## 1 高齢者・障がいがある人への支援

### (1) 現状・課題

全国の状況として、刑務所出所後2年以内の再入率は14.1%（令和3年）ですが、そのうち65歳以上の再入率は19.7%（令和3年）であり、高齢者の割合が高くなっています。

また、令和4年版障害者白書によると、人口千人あたりの精神障がい者の数は9人、知的障がい者の数は33人で、障がいが重複する場合もあり単純な合計にはならないものの国民のおよそ4.2%が精神障がいや知的障がいを有しています。一方で、矯正統計年報によると、新受刑者の15.3%（令和3年）が精神障がいや知的障がいを有する状況です。

犯罪をした者のうち、医療や福祉の支援を必要としている高齢者・障がいのある人等が、保健医療・福祉サービスについて十分な情報等を持っていないこと等により、支援が行き届かず再犯につながっているケースもあることから、関係機関相互の連携・協力体制の充実・強化が求められます。

なお、県では、令和元年度から令和2年度にかけ、国のモデル事業として、微罪処分や起訴猶予等で処分を受けて地域に戻ってきた高齢者・障がいのある人で、福祉的支援等を必要とする者への伴走型の相談支援事業を実施しました。このモデル事業において、19人に対する相談支援を行い、次のことが分かりました。

- ・相談者は、複合的・複雑化した問題を抱えていることが多く、問題の解決には複数の関係機関の連携・協力が必要となるため、支援の開始から終了までに相当な時間を要すること。
- ・各機関と連絡・調整をするにあたっては、各制度を理解する知識、判断力、コミュニケーション能力が不可欠であるが、高齢者・障がいのある相談者が一連の支援を自身で求めるることは極めて困難なこと。

### (2) 国・民間団体の取組状況

- 保護観察所、矯正施設と地域生活定着支援センターとが連携して、高齢や障がいのある刑務所出所者等に対し、社会福祉施設等への入所等の調整（特別調整）が実施されています。

### (3) 県の施策

- 高齢者又は障がいを有するため福祉的な支援を必要とする矯正施設（刑務所等）退所予定者について、本人が矯正施設入所中から、退所後直ちに福祉サービス等につなげるための支援を行う「熊本県地域生活定着支援センター」を設置して、矯正施設退所者等の社会復帰を支援します。

さらに、従来の出口支援（矯正施設退所者支援）に加えて、入口支援（刑事司法手続の入口段階にある、被疑者、被告人に対して、起訴猶予や執行猶予になり釈放された場合の地域生活移行に向けて福祉サービス等の調整を行う）を実施します。【社会福祉課】

- 県内全市町村に、日々の生活の中でのお困りごとを抱えた方の相談窓口を設置し、解決に向けた支援を行うとともに、生活保護を必要とする方には適正かつ、速やかに保護を実施します。【社会福祉課】（再掲）
- 認知症高齢者、精神障がい、知的障がいなど判断能力が十分でない者の権利を擁護し、地域で自立した生活を送れるよう支援することを目的に、福祉サービスの利用手続きの援助や日常的金銭管理を実施する日常生活自立支援事業（実施主体：熊本県社会福祉協議会）の実施を支援します。【社会福祉課】
- 措置入院者が退院後、地域で安心して生活を送ることができるよう、医療機関や、市町村、保健所、地域援助事業者等の関係者と連携して支援を行います。【障がい者支援課】

## 2 薬物依存を有する人への支援

### （1）現状・課題

全国の状況として、刑法犯検挙者（20歳以上のもの）に占める再犯者の割合は49.5%ですが、覚醒剤取締法・麻薬等取締法・大麻取締法違反による検挙者（20歳以上のもの）の再犯者の割合は72.7%（令和4年）と刑法犯検挙者より多くなっています。

なお、県内では刑法犯検挙者（20歳以上のもの）に占める再犯者の割合は43.4%ですが、覚醒剤取締法・麻薬等取締法・大麻取締法違反による検挙者（20歳以上のもの）の再犯者の割合は80.2%（令和4年）となっています。

薬物依存を有する人の回復のためには、関係機関及び民間支援団体が、相互に有効かつ緊密に連携し、その責任、機能、又は役割に応じた支援を効果的に実施する必要が求められます。

また、本人については地域において治療・支援を受けられることに加え、家族等が依存症に対する理解を深め、適切に対応するための情報提供や相談支援を充実していくことが重要です。

### （2）国・民間団体の取組状況

- 刑事施設においては、「薬物依存離脱指導」の実施、少年院においては、「薬物非行防止指導」の実施、出所後の保護観察対象者については、保護観察所において、「薬物再乱用防止プログラム」が実施されています。

### （3）県の施策

- 危険ドラッグ等薬物相談窓口の設置等により、薬物に関する相談体制や関係機関の連携体制の充実を行い、薬物の再乱用防止を図ります。【薬務衛生課】

- 「薬物乱用のないくまもとづくり」をめざし、国や各種団体・機関と連携して啓発活動を実施するとともに、より効果的な啓発活動を推進できるよう支援します。【薬務衛生課】
  - 精神保健福祉センターや各保健所において、依存症に悩む本人や家族の相談に対応し、必要な場合は医療機関等関係機関と連携を図りながら支援を行います。  
また、精神保健福祉センターでは依存症専門相談員による相談対応、精神科医による診察の他、本人のための回復支援プログラム（KUMA RPP）、家族のための家族ミーティングと家族支援プログラム（KUMAFT）を開催します。  
さらに、薬物依存症に適切に対応するため、専門医療機関及び治療拠点機関の更なる選定や、医療機関、相談拠点機関、民間団体など関係機関と連携強化を図ることにより、診療体制や支援体制の整備を進めます。
- 【障がい者支援課】

### 第3 非行の防止と学校等と連携した修学支援

#### (1) 現状・課題

県内の刑法犯少年は、平成15年のピークから減少傾向に推移していましたが、令和3年、令和4年は増加に転じています。

また、ほかの犯罪の入口になることが多い、万引き、自転車盗などの初発型非行が高水準で推移するとともに、近年、非行の低年齢化や行為の凶悪・悪質化の傾向も見られます。

令和4年の県内の刑法犯少年は260人（小学生：57人、中学生63人、高校生：63人、その他の学生：23人、有職少年：32人、無職少年：22人）で、そのうち再非行者は38人、再非行者率は14.6%となっています。再非行者率は、有職少年が43.8%と最も高く、次いで無職少年の40.9%となっており、学生と比べると有職・無職少年の再非行者率が高くなっています。

少年非行には、貧困や虐待等の被害体験、インターネットやSNSからの影響など様々な背景があり、その解決には、関係機関、ボランティア団体等と連携し、社会全体で取り組むことが必要となっています。

また、国の調査によると、全国の高等学校への進学率は、98.8%（令和3年度）であり、ほとんどの者が高等学校に進学する状況にありますが、入所受刑者の33.8%、少年院入院者の22.9%は高等学校に進学しておらず、入所受刑者の23.8%、少年院入院者の39.7%は高等学校を中退しています。

社会において、就職して自立した生活を送る上では、高等学校卒業程度の学力が求められることが多いため、修学を希望する者の学ぶ機会の確保が重要です。

## (2) 国・民間団体の取組状況

- 矯正施設において、出所（出院）後の修学又は就労に資するため、受験を希望する者に高等学校卒業程度認定試験の他、復学のための学校との調整や就労に必要な資格取得のための指導や講習等が実施されています。
- 少年鑑別所では、「法務少年支援センター」が設置され、学校等の青少年の健全育成に携わる関係機関・団体と連携を図りながら、地域における非行及び犯罪の防止に関する活動や健全育成に関する活動が行われています。

## (3) 県の施策

- ニート、ひきこもり、不登校など、さまざまな悩みや課題を抱える子供・若者をサポートするワンストップの相談窓口を設置し、対象者のアセスメントや適切な専門機関への繋ぎ支援を実施します。【子ども家庭福祉課】
- 不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び生活指導を要する児童を児童自立支援施設に入所させ、生活指導、学科指導、作業指導を行い、社会生活に適応できるように自立支援を図ります。【子ども家庭福祉課】
- 小・中・義務教育学校、教育事務所等及び県立学校（中学・高校・特別支援学校）へスクールカウンセラーを配置し、様々な悩みを抱える児童生徒及び保護者への教育相談体制を支援します。【学校安全・安心推進課】
- 教育事務所等及び県立学校拠点校にスクールソーシャルワーカーを配置し、関係機関等と連携した児童生徒支援を実施します。【学校安全・安心推進課】
- 児童生徒の問題行動に対する情報交換、非行防止、健全育成及び被害回復に向けた事後の継続的な指導支援活動を推進します。【学校安全・安心推進課】
- 義務教育を修了しないまま学齢期を経過した方や、様々な事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した方などの「学び直しの場」として、令和6年4月に熊本県立ゆうあい中学校（夜間中学）を開校し、多様なニーズに対応した教育を提供します。【義務教育課】

- 警察官OBのアドバイザーを5教育事務所（宇城、玉名、菊池、上益城、八代）に配置し、生徒指導上の諸課題の未然防止及びその解消や見守り活動を実施します。【学校安全・安心推進課】
- 非行少年やその保護者に対して、積極的に手を差し伸べ、地域社会とのきずなの強化を図る中でその立ち直りを支援します。（対象少年への面接、電話連絡、家庭訪問、各種体験活動等を実施）【県警生活安全企画課】
- 少年の健全育成を理念に警察職員を学校等に派遣して、①非行防止教室、②薬物乱用防止教室、③肥後っ子をまもる保護者教室を実施します。【県警生活安全企画課】
- 民間団体主催の「未成年者飲酒防止等街頭キャンペーン」に参加し、啓発物資の配布やパレードを実施します。【くらしの安全推進課】

#### 第4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等

##### 1 性犯罪加害防止のための取組

###### (1) 現状・課題

県内の刑法犯認知件数は、平成15年をピークに減少傾向にあり、令和4年には過去最少の4,944件となりました。

このうち、強制わいせつと強制性交等の罪は、重要犯罪の中で74.7%（令和4年）を占めています。また、中学生以下が被害等に遭ったわいせつ・声かけ事案等も年間500件程度発生し、高止まりの傾向にあります。

性犯罪は、二次被害への懸念等から潜在化しやすいと言われており、新たな被害を生まないためにも、性犯罪をした者による再度の加害行為の防止に向けて取り組む必要があります。

###### (2) 国・民間団体の取組状況

- 刑務所において、「性犯罪再犯防止指導」、少年院において、「性非行防止指導」、法務少年支援センター（少年鑑別所）において、「性的問題行動防止ワークブック」を用いた面接、保護観察所において、「性犯罪再犯防止プログラム」が実施されています。

このほか法務省において、地方公共団体等が地域社会で活用可能な性犯罪をした者に対する再犯防止のガイドラインが令和4年度に策定され、都道府県等へ提供されています。

###### (3) 県の施策

- 子供を対象とする暴力的性犯罪をした者について、法務省の協力を得て、刑事施設出所後の所在確認、その者の同意を得て面談を実施します。【県警生活安全企画課】

## 2 ストーカー加害防止のための取組

### (1) 現状・課題

本県のストーカー認知件数は357件（令和4年）となっています。ストーカー加害者等の中には、被害者に対する執着心や支配意識が強く、警察からの警告や事件化の後もつきまとい行為を続ける者がいます。

ストーカー加害を防止するためには、事件化や警告、禁止命令といった規制を適切に実施していくことと併せて、ストーカー加害をした者に対する精神医学的・心理学的アプローチが必要です。

### (2) 国・民間団体の取組状況

- 保護観察所において、再加害を防止するための指導が行われ、遵守事項違反が確認されたときは、仮釈放取消し又は刑執行猶予取消しの申し出が行われるなど、ストーカー加害をした者に対する適切な措置が実施されています。

### (3) 県の施策

- 治療等を必要と認めるストーカー加害をした者に対し、カウンセリング等の受診に向けた働き掛けを行います。【県警人身安全対策課】
- ストーカー加害をした者の問題行動等の情報を保護観察所と共有し、被害者への防犯指導等を行います。【県警人身安全対策課】

## 3 暴力団員の社会復帰に対する支援

### (1) 現状・課題

県では、暴力団が県民の生活や社会経済活動に介入し、暴力や、暴力団を背景とした資金獲得活動によって、多大な脅威を与えている現状を踏まえ、暴力団の排除により、安全で平穏な生活の確保と社会経済活動の健全な発展をめざし、平成23年に「熊本県暴力団排除条例」を施行しています。

令和4年末現在における県内の暴力団構成員等としては、21組織約360人を把握しており、九州では福岡県に次いで2番目に多くなっています。県内の暴力団構成員等は減少傾向にありますが、依然として、その組織の威力を背景に違法・不当な行為が行われています。

暴力団関係者等は、国の再犯防止推進計画において、再犯リスクが高い者とされています。暴力団による被害を根絶するためには、離脱した者及び離脱を希望している者が、地域社会の一員になれるよう、就労先等の居場所を確保することが重要です。

### (2) 国・民間団体の取組状況

- 刑務所において、「暴力団離脱指導」を実施し、暴力団の反社会性を認識させる指導が行われ、離脱意思の醸成が図られています。

- 公益財団法人熊本県暴力追放運動推進センターが主催する暴力団社会復帰対策連絡会において、構成員団体である熊本労働局、熊本保護観察所、熊本刑務所、県、県警、協賛企業等が毎年、定例会を開催し、社会復帰対策に関する情報交換を行い、就労支援活動を推進しています。
- 上記暴力団社会復帰対策連絡会の協賛企業が暴力団離脱者を雇用し、条件を満たした場合に雇用給付金が支給されます。

### (3) 県の施策

- 県警、公益財団法人熊本県暴力追放運動推進センター、構成員団体、協賛企業が、社会復帰対策の連携を図るため暴力団社会復帰対策連絡会にて、毎年、社会復帰対策について定例会を開催し、関係機関と情報交換を行い、就労支援活動を推進します。【県警組織犯罪対策課】
- 暴力団から離脱した者を社会復帰させるための広域連携協定を各県と結び（37都府県が加入）、離脱者の希望に応じて県内外を問わず就労範囲を広げ、社会復帰対策を図ります。【県警組織犯罪対策課】
- 暴力団を離脱した者が刑務所から出所する際、離脱者への連絡・面接を実施し、就労の実現に向けた支援を行います。【県警組織犯罪対策課】
- 元警察職員で暴力団からの離脱支援に知識経験を有する者をアドバイザーとして設置し、受入れ企業への協力要請や開拓拡大、暴力団を離脱した者の不安解消（アフターケア）や現況調査、助言指導等を行います。【県警組織犯罪対策課】

## 第5 民間協力者の活動促進等

### (1) 現状・課題

犯罪をした者等の社会復帰支援は、保護司、更生保護女性会<sup>12</sup>員、BBS会<sup>13</sup>員、協力雇用主等の更生保護ボランティア、篤志面接委員<sup>14</sup>や教誨師

<sup>12</sup> 更生保護女性会

地域の犯罪予防や青少年の健全育成、犯罪者・非行少年の改善更生に協力する女性のボランティア団体。

<sup>13</sup> BBS会

Big Brothers and Sistersの略称で、非行少年等の自立を支援するとともに、非行防止活動を行う青年ボランティア。

<sup>14</sup> 篤志（とくし）面接委員

矯正施設において、受刑者や少年院在院者等に対して、専門的知識や経験に基づいて相談、助言及び指導等を行うボランティア。

<sup>15</sup>、少年警察ボランティア<sup>16</sup>など、多くの民間協力者の活動に支えられています。民間協力者のうち、保護司は、犯罪をした者等が孤立することなく、社会の一員として安定した生活が送れるよう、保護観察官と協働して保護観察を行うなどの活動を行っていますが、全国的に保護司の高齢化や人数の減少が課題となっています。

令和5年1月1日現在における本県の保護司充足率（93.9%）は全国（89.4%）より高い水準を維持しているものの、その多くの方が団塊世代で、今後、次々に75歳の定年を迎えるため、新たな保護司の確保が課題となっています。

## （2）国・民間団体の取組状況

- 更生保護の役割を周知し、出所後の社会復帰に理解を深めてもらうため、保護司、更生保護女性会、協力雇用主や更生保護ボランティアを対象とした矯正施設の施設見学が実施されています。

## （3）県の施策

- 少年警察ボランティアに対して、活動に必要な知識・技能に関する研修、その他活動に資する支援を実施します。【県警生活安全企画課】
- 熊本保護観察所長から推薦された更生保護事業功労者（保護司として20年以上勤務し、その職務に精励した方等）に対して知事感謝状を贈呈します。【くらしの安全推進課】
- 新たな保護司の人材確保を支援するため、保護観察所と連携し、県の退職予定者をはじめ、職員を対象に保護司制度の紹介や呼びかけを行います。【くらしの安全推進課】

# 第6 地域による包摂の推進

## （1）現状・課題

犯罪をした者等の刑事司法手続を離れた後の支援は、県や市町村が住民を対象としている各種行政サービスを通じて行われることが想定されます。しかしながら、県や市町村では刑事司法関係分野との関わりが少ない部局が各種行政サービスの窓口となることが多いため、関係機関との連携

---

<sup>15</sup> 教誨師（きょうかいし）

矯正施設において、受刑者や少年院在院者等の希望に基づき宗教上の儀式行事及び教誨を行うボランティア。

<sup>16</sup> 少年警察ボランティア

少年を有害な風俗環境から守るために補導活動や風俗営業者等への助言に従事する「少年指導委員」、街頭補導活動や立ち直り支援活動のほか幅広い非行防止活動に従事する「少年指導員」の総称。

強化し、犯罪をした者等への支援のノウハウや知見等の共有を図り、犯罪をした者等が地域社会の一員として、地域のセーフティーネットの中で包摶され、地域社会に立ち戻っていくことができる環境を整備する必要があります。

## (2) 国・民間団体の取組状況

- 国は、地域再犯防止推進事業を新設し、地域による包摶を推進するため、法務省からの補助金と総務省からの都道府県負担分に関する地方交付税措置を確保しています。
- 法務省では、県や市町村の地方再犯防止推進計画の策定を支援するため、計画策定の手引きや統計データの提供が行われています。
- 保護観察所では、更生保護に関する専門的知識を活用し、地域住民、地方公共団体、民間団体等からの相談に応じて、必要な情報の提供、助言等が行われています。  
また、刑執行終了者等からの相談に対して、必要な情報の提供、助言、調整その他の援助が行われています。

## (3) 県の施策

- 刑事司法機関や更生保護・福祉の支援を行う民間団体、行政等で構成する「熊本県再犯防止推進連絡会議」を活用し、情報共有や連携強化に取り組みます。【くらしの安全推進課】
- 知事部局、教育庁、警察本部の関係課で構成する庁内連絡会議を活用し、情報共有等を図りながら、庁内関係部局が連携して施策に取り組みます。【くらしの安全推進課】
- 市町村における再犯の防止等の取組を推進するため、市町村職員を対象とした研修会や情報提供等必要な支援を行います。【くらしの安全推進課】

# 第7 再犯防止に向けた基盤の整備等

## (1) 現状・課題

法務省等が推進する「社会を明るくする運動」等を通して、全国的に広報・啓発活動が行われているものの、再犯の防止等は県民にとって必ずしも身近ではないため、十分に認知されているとは言えません。

安全で安心な社会を実現するためには、県民の間に広く再犯の防止等についての关心と理解が深まることが必要不可欠であることから、今後も継続的な広報・啓発が必要です。

また、本計画に掲げた再犯の防止等に関する施策を効果的に実施するために、施策の進捗状況や犯罪をした者等を取り巻く環境の変化等を考慮しながら施策を進める必要があります。

## (2) 国・民間団体の取組状況

- 保護観察所では、地方公共団体や民間協力者と連携して、再犯防止啓発月間や「社会を明るくする運動」等において、犯罪をした者等の再犯の防止等について広く关心と理解を深めるための事業が実施されています。

## (3) 県の施策

- 「熊本県人権教育・啓発基本計画」に基づき実施する様々な施策を通して、刑を終えて出所した人等の人権に配慮することが、再犯の防止等に繋がることを周知啓発します。【人権同和政策課】
- 再犯の防止等について県民の关心と理解を深めるため、刑事司法機関や地域生活定着支援センター等と連携して、再犯防止に関する講演会を実施します。【くらしの安全推進課】
- 「社会を明るくする運動」強調月間・再犯防止啓発月間において、「青少年の非行・被害防止強調月間」との連携も検討しながら、県の広報媒体等を活用した広報・啓発に取り組みます。【くらしの安全推進課】
- 国、市町村、民間団体等で構成する「熊本県再犯防止推進連絡協議会」及び知事部局、教育厅、警察本部で構成する「熊本県再犯防止推進計画策定府内連絡会議」において、再犯の防止等に関する県の施策について定期的に進捗状況を確認し、情報共有を行うことで効果的な施策の推進を図るとともに、様々な社会情勢の変化や国の政策の展開状況も注視しながら、施策の見直しを含め、より一層の施策の充実を図ります。【くらしの安全推進課】

## 参考資料

- 1 国の「第二次再犯防止推進計画」で「再犯の防止等に関する施策の指標」として掲載されている項目※の熊本県と全国の数値  
※法務省から都道府県別データ提供されているものを掲載
- 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率  
【熊本県】  
【全 国】  
890 人・41.4% (令和4年)  
81,183 人・47.9% (令和4年)
- 新受刑者中の再入者数及び再入者率  
【熊本県】  
【全 国】  
84 人・60.0% (令和4年)  
8,180 人・56.6% (令和4年)
- 出所受刑者の2年以内再入者数及び2年以内再入率  
【熊本県】  
【全 国】  
21 人・0.1180% (令和3年出所受刑者)  
2,515 人・14.1% (令和3年出所受刑者)
- 主な罪名（覚醒剤取締法違反、性犯罪（強制性交等・強制わいせつ）、傷害・暴行、窃盗）・特性（高齢（65歳以上）、女性、少年）別2年以内再入率  
  
＜覚醒剤取締法違反、性犯罪、傷害・暴行、窃盗＞  
【熊本県】  
【全 国】  
0.2207%・0%・0.1227%・0.0807% (令和3年出所受刑者)  
12.8%・8.2%・14.0%・19.8% (令和3年出所受刑者)
- ＜高齢、女性＞  
【熊本県】  
【全 国】  
0.2276%・0.1169% (令和3年出所受刑者)  
19.7%・12.1% (令和3年出所受刑者)
- ＜少年＞  
【熊本県】  
【全 国】  
0% (令和3年少年院出院者の2年以内再入院率)  
7.7% (令和3年少年院出院者の2年以内再入院率)

- 刑務所出所者等総合的就労支援対策の対象者のうち、就職した者の数及びその割合  
【熊本県】  
【全 国】  
28人・46%（令和4年度）  
3,004人・48.3%（令和4年度）
- 協力雇用主数、実際に雇用している協力雇用主数及び協力雇用主に雇用されている刑務所出所者等数  
【熊本県】  
【全 国】  
530社・13社・18人（令和4年10月1日現在）  
25,202社・1,024社・1,384人（令和4年10月1日現在）
- 保護観察終了時に無職である者の数及びその割合  
【熊本県】  
【全 国】  
63人・24.6%（令和4年）  
5,534人・24.6%（令和4年）
- 刑務所出所時に帰住先がない者の数及びその割合  
【熊本県】  
【全 国】  
3人・5.5%（令和4年）  
2,678人・15.6%（令和4年）
- 更生保護施設及び自立準備ホームにおいて一時的に居場所を確保した者の数  
【熊本県】  
【全 国】  
126人（令和4年度）  
10,027人（令和4年度）
- 薬物事犯保護観察対象者のうち、保健医療機関等による治療・支援を受けた者の数及びその割合  
【熊本県】  
【全 国】  
7人・6.9%（令和4年度）  
481人・5.9%（令和4年度）
- 少年院において修学支援を実施し、出院時点で復学・進学を希望する者のうち、出院時又は保護観察中に復学・進学決定した者の数及び復学・進学決定率

○ 保護司数及び保護司充足率	
【熊本県】	2人・50.0%（令和4年）
【全 国】	40人・22.6%（令和4年）
○ “社会を明るくする運動” 行事参加人数	
【熊本県】	979人・93.9%（令和5年1月1日）
【全 国】	46,956人・89.4%（令和5年1月1日）
○ 地方再犯防止推進計画を策定している地方公共団体の数及びその割合	
<都道府県、指定都市、その他の市町村（特別区を含む。）>	
【熊本県】	1団体・100%、1団体・100%、2団体・4.5% (令和5年4月1日)
【全 国】	47団体・100%、19団体・95.0%、506団体・29.3% (令和5年4月1日)

## 2 再犯の防止等の推進に関する法律（平成二十八年法律第百四号）

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

#### （定義）

第二条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者をいう。

2 この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）をいう。

#### （基本理念）

第三条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようすることを旨として、講ぜられるものとする。

2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。）に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要なとの認識の下に、講ぜられるものとする。

4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

#### （国等の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### （連携、情報の提供等）

第五条 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

2 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

- 3 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者に対して必要な情報を適切に提供するものとする。
- 4 再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者は、前項の規定により提供を受けた犯罪をした者等の個人情報その他の犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(再犯防止啓発月間)

第六条 国民の間に広く再犯の防止等についての关心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間を設ける。

2 再犯防止啓発月間は、七月とする。

3 国及び地方公共団体は、再犯防止啓発月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならない。

(再犯防止推進計画)

第七条 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「再犯防止推進計画」という。）を定めなければならない。

- 2 再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
  - 二 再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実に関する事項
  - 三 犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
  - 四 矯正施設における収容及び処遇並びに保護観察に関する体制その他の関係機関における体制の整備に関する事項
  - 五 その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。
- 5 法務大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、再犯防止推進計画を公表しなければならない。
- 6 政府は、少なくとも五年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
- 7 第三項から第五項までの規定は、再犯防止推進計画の変更について準用する。

(地方再犯防止推進計画)

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた再犯の防止等に関する施策についての報告を提出しなければならない。

第二章 基本的施策

第一節 国の施策

(特性に応じた指導及び支援等)

**第十一條** 国は、犯罪をした者等に対する指導及び支援については、矯正施設内及び社会内を通じ、指導及び支援の内容に応じ、犯罪をした者等の犯罪又は非行の内容、犯罪及び非行の経歴その他の経歴、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況その他の特性を踏まえて行うものとする。

2 国は、犯罪をした者等に対する指導については、犯罪の責任等の自覚及び被害者等の心情の理解を促すとともに、円滑な社会復帰に資するものとなるように留意しなければならない。

(就労の支援)

**第十二條** 国は、犯罪をした者等が自立した生活を営むことができるよう、その就労を支援するため、犯罪をした者等に対し、その勤労意欲を高め、これに職業上有用な知識及び技能を習得させる作業の矯正施設における実施、矯正施設内及び社会内を通じた職業に関する免許又は資格の取得を目的とする訓練その他の効果的な職業訓練等の実施、就職のあっせん並びに就労及びその継続に関する相談及び助言等必要な施策を講ずるものとする。

(非行少年等に対する支援)

**第十三條** 国は、少年が可塑性に富む等の特性を有することに鑑み、非行少年及び非行少年であった者が、早期に立ち直り、善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるため、少年院、少年鑑別所、保護観察所等の関係機関と学校、家庭、地域社会及び民間の団体等が連携した指導及び支援、それらの者の能力に応じた教育を受けられるようにするための教育上必要な支援等必要な施策を講ずるものとする。

(就業の機会の確保等)

**第十四條** 国は、国を当事者の方とする契約で国以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物品の納入に対し国が対価の支払をすべきものを締結するに当たって予算の適正な使用に留意しつつ協力雇用主（犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。第二十三条において同じ。）の受注の機会の増大を図るよう配慮すること、犯罪をした者等の国による雇用の推進その他犯罪をした者等の就業の機会の確保及び就業の継続を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(住居の確保等)

**第十五条** 国は、犯罪をした者等のうち適切な住居、食事その他の健全な社会生活を営むために必要な手段を確保することができないことによりその改善更生が妨げられるおそれのある者の自立を支援するため、その自助の責任を踏まえつつ、宿泊場所の供与、食事の提供等必要な施策を講ずるとともに、犯罪をした者等が地域において生活を営むための住居を確保することを支援するため、公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第二百九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅をいう。）への入居における犯罪をした者等への特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(更生保護施設に対する援助)

**第十六条** 国は、犯罪をした者等の宿泊場所の確保及びその改善更生に資するよう、更生保護施設の整備及び運営に関し、財政上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

**第十七条** 国は、犯罪をした者等のうち高齢者、障害者等であって自立した生活を営むまでの困難を有するもの及び薬物等に対する依存がある者等について、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう、医療、保健、福祉等に関する業務を行う関係機関における体制の整備及び充実を図るために必要な施策を講ずるとともに、当該関係機関と矯正施設、保護観察所及び民間の団体との連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

(関係機関における体制の整備等)

**第十八条** 国は、犯罪をした者等に対し充実した指導及び支援を行うため、関係機関における体制を整備するとともに、再犯の防止等に係る人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(再犯防止関係施設の整備)

**第十九条** 国は、再犯防止関係施設（矯正施設その他再犯の防止等に関する施設を実施する施設をいう。以下この条において同じ。）が再犯の防止等に関する施策の推進のための重要な基盤であることに鑑み、再犯防止関係施設の整備を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(情報の共有、検証、調査研究の推進等)

**第二十条** 国は、再犯の防止等に関する施策の効果的な実施に資するよう、関係機関が保有する再犯の防止等に資する情報を共有し、再犯の防止等に関する施策の実施状況及びその効果を検証し、並びに犯罪をした者等の再犯の防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査及び研究を推進するとともに、それらの結果等を踏まえて再犯の防止等に関する施策の在り方について検討する等必要な施策を講ずるものとする。

(社会内における適切な指導及び支援)

**第二十一条** 国は、犯罪をした者等のうち社会内において適切な指導及び支援を受けることが再犯の防止等に有効であると認められる者について、矯正施設における処遇を経ないで、又は一定期間の矯正施設における処遇に引き続き、社会内において指導及び支援を早期かつ効果的に受けができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進及び表彰)

**第二十二条** 国は、再犯の防止等に関する施策の重要性について、国民の理解を深め、その協力を得られるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、再犯の防止等の推進に寄与した民間の団体及び個人の表彰に努めるものとする。

(民間の団体等に対する援助)

**第二十三条** 国は、保護司会及び協力雇用主その他民間の団体又は個人の再犯の防止等に関する活動の促進を図るため、財政上又は税制上の措置等必要な施策を講ずるものとする。

## 第二節 地方公共団体の施策

**第二十四条** 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、前節に規定する施策を講ずるように努めなければならない。

## 附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（令和四年五月二五日法律第五二号）抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日  
(政令への委任)

**第三十八条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

### **3 熊本県再犯防止推進連絡協議会設置要綱**

(目的)

第1条 熊本県における再犯防止推進に係る施策を推進するため、熊本県再犯防止推進連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議、検討を行う。

（1）熊本県再犯防止推進計画の策定及び推進等に関すること

（2）その他、熊本県における再犯防止の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる機関の職員等により構成する。

2 協議会に会長を置く。

3 会長は、熊本県環境生活部県民生活局くらしの安全推進課長をもって充てる。

4 会長は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。

(会議の開催)

第4条 会長は、協議会を招集し、これを主宰する。

2 会長が不在のときは、あらかじめ会長が指名する者が、その職務を代行する。

3 協議会においては、必要に応じ、再犯防止に関する関係者を随時参加させることができる。

4 必要に応じて、協議会の下に、部会を設置することができる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、環境生活部県民生活局くらしの安全推進課において処理する。

(個人情報の保護)

第6条 協議会及び部会の出席者は、会議等により知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年11月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年（2019年）7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年（2020年）3月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年（2020年）11月11日から施行する。

別表

区分	構成機関
国	熊本地方検察庁
	熊本刑務所
	人吉農芸学院
	熊本少年鑑別所
	熊本保護観察所
	熊本労働局
弁護士	熊本県弁護士会
団体	熊本県地域生活定着支援センター
	社会福祉法人 熊本県社会福祉協議会
	社会福祉法人 熊本県社会福祉協議会 地域福祉権利擁護センター
	一般社団法人 熊本県社会福祉士会
更生保護団体	熊本県保護司会連合会
	熊本県更生保護女性連盟
	特定非営利活動法人 熊本県就労支援事業者機構
	更生保護法人 熊本自営会
市町村	熊本県市長会
	熊本県町村会
	熊本市 文化市民局市民生活部生活安全課
県	熊本県 総務部総務私学局私学振興課
	熊本県 健康福祉部長寿社会局社会福祉課
	熊本県 健康福祉部子ども・障がい福祉局子ども家庭福祉課
	熊本県 環境生活部県民生活局くらしの安全推進課
県教委	熊本県教育庁 県立学校局学校安全・安心推進課
県警察	熊本県警察本部 生活安全部生活安全企画課
	熊本県警察本部 刑事部刑事企画課
	熊本県警察本部 交通部交通企画課